一九〇一・九〇	その他のもの			
	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでんの粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及び餅、だんごその他これらに類する米産品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）	X		
	その他のもの			
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品			
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖の含有量が全重量の五〇％未満のもの			
	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	S		
	その他のもの			
	加圧容器入りにしたホイップドクリーム	X		
	その他のもの			
	その他のもの	S		
	その他のもの			
	加圧容器入りにしたホイップドクリーム	S	二一・三％	(12)
	その他のもの			
	麦芽エキス	P	九％	(21)
	その他のもの	X		
一九・〇二	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネロニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）（加熱による調理をし、詰物をし又はその他の調製をしたものを除く。）			
一九〇二・一一	卵を含有するもの	X		
一九〇二・一九	その他のもの	R		
	ビーフン			
	その他のもの			
	マカロニ及びスパゲッティ	P	一キログラムにつき三〇円	(22)
	その他のもの	X		
一九〇二・二〇	パスタ（詰物をしたものに限るものとし、加熱による調理をしてあるかないか又はその他の調製をしてあるかないかを問わない。）			
	砂糖を加えたもの			
	その他のもの	X		
	ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を詰めたもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇％を超え、かつ、これらの物品のうちえびが最大の重量を占めるもの	X	二一・三％	(23)
	その他のもの	X		
	その他のパスタ	X		
	クースクース	X		
一九〇二・三〇	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。）		九・六％	B5
一九〇二・四〇	穀物又は穀物産品を膨張させて又は煎って得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）			
一九・〇四	穀物又は穀物産品を膨張させて又は煎って得た調製食料品			
	朝食用穀物調製品（米、小麦、ライ小麦、大麦又は裸麦を単に膨張させて又は煎って得たものを除く。）	X	一一・五％	(24)
一九〇四・一〇	その他のもの	P		

一九〇四・二〇	煎ってない穀物のフレークから得た調製食料品及び煎ってない穀物のフレークと煎った穀物のフレーク又は膨張させた穀物との混合物から得た調製食料品	X		
一九〇四・三〇	ブルガー小麦	X		
一九〇四・九〇	その他のもの	X		
一九・〇五	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品			
一九〇五・一〇	クリスプブレッド	X	九％	B15
一九〇五・二〇	ジンジャーブレッドその他これに類する物品	X	一八％	B15
一九〇五・三一	スイートビスケット、ワッフル及びウエハー	X	一五％	B7
一九〇五・三二	スイートビスケット	P	一八％	B15
一九〇五・四〇	ワッフル及びウエハー	X		
一九〇五・九〇	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	X	九％	B15
	その他のもの			
	パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、蜂蜜、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品			
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの			
	あられ、煎餅その他これらに類する米菓	X	一五％	B7
	ビスケット、クッキー及びクラッカー	P	二五・五％	(26)
	主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの	X	九％	B7
	その他のもの			
	ピザ（冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	X	二五・五％	(27)
	その他のもの	P	一三％	(28)
	あられ、煎餅その他これらに類する米菓	X	九％	B7
	ビスケット、クッキー及びクラッカー	P	二一・三％	(23)
	主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの			
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの			
	パイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ピリンピ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン	A	一〇・五％	B7
	スイートコーン	A	一六・八％	B10
	ヤングコーンコブ	A		
	その他のもの	A		
第二〇類				
二〇・〇一	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品			
	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分			
二〇〇一・一〇	きゅうり及びガーキン	X	一五％	B7
	砂糖を加えたもの	X	一二％	B5
	その他のもの			
	その他のもの			
二〇〇一・九〇	砂糖を加えたもの			
	その他のもの			